

未支給【年金・保険給付】請求書・死亡届（報告書）について

死亡届（報告書）は4ページ・5ページにあります

未支給（年金・保険給付）とは①②の年金となります

年金の支払いは、お亡くなりになった月分までとなります。

- ① 年金を受けている方がお亡くなりになった時にまだ受け取っていない年金
- ② お亡くなりになった日より後に振込みされた年金のうち、お亡くなりになった月分までの年金

この請求書は、お亡くなりになった方にお支払いをすべき年金があるとき、その人と生計を同じくしていた遺族（下の枠内）が未支給の年金・保険給付として請求をする際に使用します。また、年金の受給権がある人が請求せずにお亡くなりになった場合、未支給請求者が請求を行うときにも使用します。

未支給の年金・保険給付を請求できない方は、死亡届（報告書）のみ記入してください。

（※）遺族の範囲は次のとおりです。

未支給の年金・保険給付を受けることができる方および順位

（国民年金・厚生年金保険・船員保険）

死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族（注）

（注）子の配偶者・配偶者の父母、孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母、曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば
上記以外にも配偶者の子（配偶者の前婚における子）等民法上における3親等内の親族も含まれる。

（共済年金）

1. 死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母
（子または孫は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって配偶者がいない人または組合員であった人の死亡当時から引き続き障害等級の1級もしくは2級に該当する障害の状態にある人）
2. 上記1以外の死亡した受給権者の相続人（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪等）

- ◇未支給の年金・保険給付を受けることができる方の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の順序となります。
- ◇自分より先順位者がいる場合は、未支給の年金・保険給付を受けることはできません。
- ◇配偶者には、市区町村には届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含まれます。

この請求書に添えなければならない書類

死亡届（報告書）のみを提出する場合の添付書類は、4ページをご覧ください。

（未支給【年金・保険給付】請求書および死亡届（報告書）を提出する場合）

1. 死亡した受給権者の年金証書（添えることができないときは、死亡届（報告書）に事由を記入してください）。
2. 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類（**戸籍の謄本**もしくは**抄本**、**死亡診断書**（コピー可）、**住民票**など）。
旧国民年金法の年金受給権者の場合は不要です。
3. 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる**市区町村長の証明書**、または**戸籍の謄本**もしくは**抄本**（例 未支給請求者が受給権者の子の場合で「子の戸籍抄本」の父母欄で身分関係が確認できる場合は「請求者（子）の戸籍抄本」）。
住民票でこれに代えることはできません。
4. 死亡した受給権者の**住民票（除票）**と請求者の**世帯全員の住民票**（住民票上、死亡した受給権者と請求者の住所が異なっているときは、6ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」の区分により必要な「**第三者の証明書**」、「**生計同一関係を証明する書類**」など）。
5. ②に金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けていない方は**預貯金通帳**（コピー可）。くわしくは2ページの5をご覧ください。
6. 死亡した受給権者が年金給付または保険給付の年金請求書を提出していなかったときは、その年金請求書とその添付書類など。
7. 請求者が配偶者で、市区町村長に届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方は、その事実を明らかにする書類。

- ◇ 同順位者が2名以上ある場合は、そのうちの1名が代表して請求してください。
- ◇ 死亡した受給権者名義の送金通知書があれば必ず一緒に提出してください。
- ◇ 請求書を提出されてから**未支給年金・保険給付が支払われるまでにおおむね3ヶ月かかります**。
- ◇ 代理の方が手続きをする場合は、ご本人の委任状、代理人の本人確認ができる書類が必要です。
- ◇ 審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

添付書類は「コピー可」「コピーでも差しつかえありません」と記載されている以外は、原本を添付してください。

記入上の注意

(未支給【年金・保険給付】請求書および死亡届（報告書）に共通した注意事項)

1. 請求者および届出者本人が自ら署名する場合、押印は不要です。
(押印される場合は3ページ、4ページ、5ページに押印してください)
2. ①には死亡した受給権者の基礎年金番号・年金コードを記入してください。
また、死亡した受給権者が複数の年金を受けていたときは、すべての年金コードを記入してください。ただし、年金毎に未支給請求される方が異なる場合は、請求する年金コードのみ記入してください。
なお、①に記入すべき年金を請求中であるときは、⑤に年金の種類、提出した年金事務所の名称および提出年月日を記入してください。
3. ②および③の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。
4. ④には請求者または届出者の電話番号を記入してください。(携帯番号も可)

(未支給【年金・保険給付】請求書にかかる注意事項)

5. ⑥は、「金融機関」または「ゆうちょ銀行（郵便局）」のいずれか一方を記入し、口座番号などについて金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。なお、年金事務所などの窓口に直接預貯金通帳を持参される場合や、預貯金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが記載された部分）を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません。口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
6. ⑦は、受給権者が死亡した当時、受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の各欄の該当する文字（いる・いない）を○印で囲んでください。
7. ⑧は、共済年金の未支給年金を請求する場合、該当する文字を○印で囲んでください。
8. ⑨は請求者が配偶者または子の場合であって、住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるときに記入してください。

年金受給権者死亡届（報告書）・未支給【年金・保険給付】請求書でいう年金給付、保険給付の種類

(国民年金)

老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害基礎年金、障害年金、遺族基礎年金、寡婦年金、母子年金、準母子年金、遺児年金

(厚生年金保険)

老齢厚生年金、老齢年金、特例老齢年金、通算老齢年金、障害厚生年金、障害年金、障害手当金、遺族厚生年金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金

(船員保険)

老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金

(共済年金（JR・JT・NTT・農林に限る）)

退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害共済年金、障害年金、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金

※ただし、共済年金の特例支給部分は除きます。

※死亡届（報告書）のみを提出する場合の添付書類は、死亡届（報告書）をご覧ください。

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
年金受給権者死亡届(報告書)(副)

B C

死亡された方

死亡した受給権者	① 年金証書の基礎年金番号および年金コード	基礎年金番号				年金コード (複数請求する場合は右の欄に記入)							
	② 生年月日	明治(1)・大正(3)・昭和(5)・平成(7)			年			月			日		
	㊦ (フリガナ) 氏名	(氏)				(名)							
	③ 死亡した年月日	昭和	・	平成		年			月			日	

届出される方

届出者	④ (フリガナ) 氏名	(氏)				(名)				⑤ 続柄	※続柄
	※ ⑥ 未支給無	⑦ 郵便番号				⑧ 電話番号					
	③ (フリガナ) 住所	※住所コード					市区町村				

◎◎◎「記入上の注意」などをよく読んでから記入してください。
「※」印欄は、記入しないでください。
年金証書の基礎年金番号・年金コードが不明なときは、年金事務所の窓口でご相談ください。

- ◎ 未支給の年金・保険給付を請求できない方は、死亡届(報告書)(正)と(副)のみ記入してください。
- ◎ 死亡届のみを提出される方の添付書類
 - 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類
(住民票コードが収録されている方については不要です)
 - ・住民票除票
 - ・戸籍抄本
 - ・死亡診断書(コピー可) などのうち、いずれかの書類
 - 死亡した受給権者の年金証書
年金証書を添付できない方は、その事由について以下の項目に○印を記入してください。

(事由)

ア、 廃棄しました。	(年 月 日)
イ、 見つかりませんでした。今後見つけた場合は必ず廃棄します。	
ウ、 その他	()

㊦ 備考

市区町村
受付年月日

年金事務所
受付年月日

日本年金機構本部
受付年月日

平成	年	月	日	提出
年金事務所記入欄				
※ 遺族給付同時請求	有	(有)	無	
※ 未支給請求	有	無		

